

大和市後期高齢者医療に関する条例逐条解説

(第1条～第9条)

(趣旨)

第1条 この条例は、法令及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、本市が行う後期高齢者医療の事務について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、後期高齢者医療に関する条例を制定する目的が、後期高齢者の医療に関する法律・施行令・施行規則及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがある事項以外を定めるものであることを明らかにする条例であることを示すものである。

【解説】

後期高齢者医療制度については、後期高齢者の医療に関する法律・施行令・施行規則及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例・施行規則に特別の定めがない限り、この条例の規定が適用される。

(本市において行う事務)

第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の受付
- (2) 広域連合条例第14条に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第15条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の受付
- (4) 広域連合条例第15条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第16条第3項の保険料の減免に係る申請書の受付
- (6) 広域連合条例第16条第3項の保険料の減免の申請に対する神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第17条本文の申告書の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

【趣旨】

後期高齢者医療制度の事務に関して、後期高齢者の医療に関する法律・施行令・施行規則により定められている事務以外に、本市が行う事務を列挙している。

【解説】

< 第 1 号関係 >

神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 2 条の葬祭費の支給に係る申請書の受付は、本市が行う。

< 第 2 号関係 >

神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 1 4 条に係る保険料の額の通知書の引渡しは、本市が行う。

< 第 3 号関係 >

神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 1 5 条第 2 項の保険料の徴収猶予に係る申請書の受付は、本市が行う。

< 第 4 号関係 >

神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 1 5 条第 2 項の保険料の徴収猶予の申請に対する神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡しは、本市が行う。

< 第 5 号関係 >

神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 1 6 条第 3 項の保険料の減免に係る申請書の受付は、本市が行う。

< 第 6 号関係 >

神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 1 6 条第 3 項の保険料の減免の申請に対する神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡しは、本市が行う。

< 第 7 号関係 >

神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 1 7 条本文の前年の収入等に関する申告書の受付は、本市が行う。

< 第 8 号関係 >

第 1 号から第 7 号までに関する事務に付随する事務は、本市が行う。

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 市長が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市に住所を有する被保険者

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等という。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等を言う。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、同号に規定する最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者

【趣旨】

本市が、保険料徴収を行う後期高齢者医療制度の被保険者を列挙している。

【解説】

<第1号関係>

本市に、住民基本台帳法に基づく住民登録をしている者及び外国人登録法に基づき外国人登録をしており1年以上の在留資格を有している者の保険料は、本市が徴収する。

<第2号関係>

高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項の規定に定められた病院、診療所又は施設(以下「病院等」と言う。)に入院又は入所(以下「入院等」と言う。)している被保険者については、病院等に入院等をした際、本市に住民基本台帳法に基づく住民登録をしていた者及び外国人登録法に基づき外国人登録をしており1年以上の在留資格を有していた者の保険料は、本市が徴収する。

<第3号関係>

病院等に入院等をした後、他の病院等に転院又は転所(以下「転院等」と言う。)をした場合も、最初の病院等に入院等をした際、本市に住民基本台帳法に基づく住民登録をしていた者及び外国人登録法に基づき外国人登録をしており1年以上の在留資格を有していた者の保険料は、本市が徴収する。

<第4号関係>

病院等に入院等をした後、他の病院等に転院又は転所(以下「転院等」と言う。)をした場合

で、最初の病院等に入院等をした際、住民登録又は外国人登録の住所変更を行わず、2番目以降の病院等に住民登録又は外国人登録の住所変更を行った場合についても、最初の病院等に入院等をした際、本市に住民基本台帳法に基づく住民登録をしていた者及び外国人登録法に基づき外国人登録をしており1年以上の在留資格を有していた者の保険料は、本市が徴収する。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで(ただし、うるう年は29日まで)

第9期 3月1日から同月31日まで

2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対してその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

【趣旨】

保険料の普通徴収について、納期及び納期ごとの保険料の端数処理方法を定めたものです。

【解説】

<第1項関係>

後期高齢者の医療に関する法律・施行令・施行規則により定められている「保険料の普通徴収」の納期を原則として、7月から翌年の3月までの9期としたものである。

具体的には、「第1期は、7月1日から同月31日」「第2期は、8月1日から同月31日」「第3期は、9月1日から同月30日」「第4期は、10月1日から同月31日」「第5期は、

1 1月1日から同月30日」「第6期は、12月1日から同月31日」「第7期は、1月1日から同月31日」「第8期は、2月1日から同月28日(ただし、うるう年は29日まで)」「第9期は、3月1日から同月31日」としている。

<第2項関係>

転入届の時期及び所得判明の時期等により、7月から翌年の3月までの9期賦課を行うことが出来ないときには、市長が別に定めることができる。

この場合は、納付通知書等により、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対して、その納期を通知しなければならない。

<第3項関係>

神奈川県後期高齢者医療広域連合長が決定した年間保険料を、納期ごとの分割する場合に、金額に100円未満の端数が生じた時は、その端数金額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算する。

また、その分割金額が100円未満であるときは、その全額を、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(延滞金)

第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

【趣旨】

被保険者又は連帯納付義務者が、納期限後にその保険料を納付する場合における延滞金の計算方法等を定めたものです。

【解説】

<第1項関係>

被保険者又は連帯納付義務者が、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき、「納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント」「1月を経過した日以降は、年14.6パーセント」の割合をもって計算した延滞金を加算する。

ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。また、延滞金の確定金額が1,000円未満であるときは、延滞金は加算しない。

<第2項関係>

年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(罰則)

第6条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

【趣旨】

被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく、法第137条第2項の規定に基づく保険料の徴収に関し必要があると認められる調査に対して、従わなかった場合等に関し、10万円以下の過料を科することが出来る旨の規定をおこなっている。

【解説】

市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく、法第137条第2項の規定に基づく保険料の徴収に関し必要があると認められる調査に対して、「文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わない場合」「同項の規定による当該職員の質問に対して答弁しない場合」若しくは、「虚偽の答弁をした場合」は、10万円以下の過料を科することが出来る。

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（市長が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

【趣旨】

偽りその他不正の行為により保険料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することが出来る旨の規定をおこなっている。

【解説】

市長は、偽りその他不正の行為により保険料及びその他法第4章の規定による徴収金（市長が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することが出来る。

第8条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

【趣旨】

第6条及び第7条の過料に関して、額の決定及び納期限の設定等に関する事項の規定をおこなっている。

【解説】

< 第1項関係 >

第6条及び第7条の過料の額は、実際の事情等により、市長が定める。

< 第2項関係 >

第6条及び第7条の過料を徴収する場合は、納入通知書に指定する納期限は、当該通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条例の施行の際に必要な規定として、「後期高齢者医療に関する条例施行規則」などを定めている。